

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和4年11月25日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和4年11月7日農林水産省告示第1795号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
志知盛寿	浜松市天竜区水窪町奥領家 194 の 38、194 の 49	浜松市役所
志知久男	浜松市天竜区水窪町奥領家 194 の 38、194 の 49	浜松市役所
豊嶋優	浜松市天竜区水窪町奥領家 3583 の 3	浜松市役所
古塚淳夫	浜松市天竜区水窪町奥領家 3590 の 2	浜松市役所
小塩金平	浜松市天竜区水窪町奥領家 3594 の 1 の 1 の 1	浜松市役所